

公認心理師

国家資格「公認心理師」受験資格取得について

1. 資格の趣旨 「公認心理師」とは、心の健康に関する専門家として、心理に関する支援や観察、分析に関する業務を、保健医療、福祉、教育、司法、産業等の主要5分野において行う国家資格である。資格についての詳細な情報は、厚生労働省および一般財団法人 公認心理師試験研修センターのホームページを参照すること。
2. 資格取得の流れ
大学在学期間中に省令で定められた科目を修めた後、大学院博士課程前期課程(修士課程)において在学期間中に省令に定められた科目を修める、あるいは国が認定した機関において省令で定められた期間の実務経験等を行うことで、国家試験の受験資格が認められる。国家試験に合格することで、資格を得る。
大学および大学院では、在学期間中に定められた科目を修めなければならない。卒業等で在学期間を終えた後、本学あるいは他大学の科目を修めても、定められた科目を修めたとは見なされない。
3. 大学在学期間中における受験資格取得の方法
【2018年度以降入学者】
受験資格を取得するためには、省令で定められた科目の単位を全て修得することが必須である。なお、省令で心理演習・心理実習の教員に対する学生数が定められていることから、2年次秋学期終了時点で、一部の公認心理師要件科目（公認心理師の職責、心理演習、心理実習）の履修対象者を選抜する。選抜人数は30名を上限とし、2年次秋学期終了時点における公認心理師受験要件科目に含まれる学科 必修科目と一部の講義科目の成績、および志願理由書等をもとに選抜を行う。詳細については、1年次履修ガイダンスおよび2年次公認心理師ガイダンスにて告知する。
- 各要件科目について、1科目ずつ単位を修得する必要がある。各要件科目に対して2科目以上の単位を修めても、必要な科目数として計上されない（例えば心理学研究法において、心理学研究法1と2の2科目の単位を修得しても、1科目として数える）。
 - 中黒で結ばれた要件科目においては、対応する開講科目についていずれか一つの単位を修得することで要件を満たす（例えば知覚・認知心理学において、知覚心理学（知覚・認知心理学）あるいは認知心理学（知覚・認知心理学）のどちらかの単位を修得すれば、1科目として数える）。
 - 公認心理師になるための学修を円滑に進めるため、「公認心理師の職責」および「心理演習」の単位を修得した後に、「心理実習」を履修することとする。ただし、公認心理師選抜コースの1年目にこれらの科目を履修したものの、単位を修得できなかった場合は、これらの科目の授業出席や課題の取組状況等を勘案した上で、翌年度にこれらの科目と「心理実習」の同時履修を許可することがある。

要件科目	展開科目	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2018 年度以降入学者で、履修許可を受けた者が、3 年次に履修
心理学概論	心理学概論 1 心理学概論 2	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	
心理学研究法	心理学研究法 1 心理学研究法 2 心理学研究法 3	
心理学統計法	心理学統計法 1 心理学統計法 2	
心理学実験	心理学実験実習 1 (心理学実験)	
知覚・認知心理学	知覚心理学 (知覚・認知心理学) 認知心理学 (知覚・認知心理学)	
学習・言語心理学	学習心理学 (学習・言語心理学) 言語心理学 (学習・言語心理学)	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	
神経・生理心理学	神経心理学 (神経・生理心理学) 生理心理学 (神経・生理心理学)	
社会・集団・家族心理学	社会心理学 (社会・集団・家族心理学) 家族心理学 (社会・集団・家族心理学)	
発達心理学	発達心理学	
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	
心理的アセスメント	心理学研究法 4 (心理的アセスメント)	
心理学的支援法	心理学的支援法	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	
福祉心理学	福祉心理学	
教育・学校心理学	教育心理学 (教育・学校心理学) 学校心理学 (教育・学校心理学)	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	
関係行政論	関係行政論	
心理演習	心理演習	2018 年度以降入学者で、履修許可を受けた者が、3 年次に履修
心理実習 (80時間以上)	心理実習	2018 年度以降入学者で、履修許可を受けた者が、4 年次に履修